

南相馬原発被害損害賠償請求事件の提訴報告

2015年10月20日 宇都宮支部 大木一俊

1 はじめに

同種の先行訴訟が係属する中、原発事故当時南相馬市に住んでいた住民47世帯151人は、本年9月16日、福島地裁いわき支部に、東京電力を被告とする、避難慰謝料及びふるさと喪失ないし変容慰謝料の支払を求める訴訟を提起した。提起に至った経緯、提起の目的・内容等について報告する。

2 提訴の背景

2011年3月の福島第一原発事故は、地元福島県を中心に未曾有の放射能汚染をもたらした。今回提訴に至った原告らの多くが住んでいた南相馬市原町区（福島第一原発から20km圏〔以下単に「20km圏」という〕内外に位置する）も高濃度の放射能に汚染された。被ばくを避けるため住民は着の身着のままの状態での避難に至ったが、事故の混乱の中で、避難先を何度も変えることを余儀なくされた。そして、ふるさとが放射能に汚染されたため、20km圏内の住民は、事故から4年半以上経過した現在もなお避難生活を強いられている。既に避難指示が解除された20km圏外であっても、放射線による影響を恐れて避難を継続している住民もいる。そのため、住民らの生活の基盤であった地域コミュニティは喪失あるいは変容してしまっている。

しかし、このような住民らの被害に対する補償は一人当たり月10万円の慰謝料でしかなく、しかも、政府は帰還を促進するため、2017年3月までに「居住制限区域」と「避難指示解除準備区域」（20km圏内の原告らの住んでいた地域はこの区域に該当する）を解除し、月10万円の慰謝料の支払も2018年3月で終了させる方針とのことである。

3 提訴に至る経緯

産業廃棄物処分場建設問題で、かつて南相馬市の桜井市長らの住民グループの代理人として活動した広田次男弁護士（福島県弁護士会）及び坂本博之弁護士（茨城県弁護士会）は、住民らからこのような原発事故被害者が置かれている状況を打開すべく東電相手の訴訟を打診された。しかし、先行訴訟を手がける既存の弁護団は手一杯の状態であった。そこで、広田弁護士は2014年7月、栃木県弁護士会及び茨城県弁護士会所属の弁護士に弁護団への参加を呼びかけたところ、栃木では大木を含め6名、茨城では坂本弁護士を含め4名の弁護士が実働部隊として加わることになった。

そして、2014年7月21日いわき市において第1回の打合せ会を持ったのを嚆矢として、都合3回に渡る原告らに対する聞き取り調査の実施、及び大字ごとの事故前・事故後の地域活動等のアンケート調査を行って、原告らの被害実態を把握した。その上で、2015年8月8日、提訴日を先行訴訟の弁論期日がある9月16日に決め、訴状総論及び各代理人が担当する各論の起案に入った。

訴状総論は先行訴訟の議論を極力借用することとし、佐々木学弁護士と大木が担当して起案し、各論は大木の作成したモデル案を参考に各聞き取り担当者が作成することにした。最後は、深井剛志事務局長の頑張りとは叱咤激励である。これらが功を奏し、予定どおりの提訴を行うことができたのである。

4 提訴の目的

本件提訴は、請求原因の最初の「本件訴訟の目的と意義」で記載したように「自分たちが体験している悲惨な被害をもたらす原発被害を再び繰り返してはならない」との思い、そして、「加害者が定立した不当な賠償基準を克

服し、被害者の権利救済に相応しい賠償基準を確立する」ことを目指したものである。

5 提訴の内容

私たちは、先行訴訟が裁判所や東電からの釈明にあうなどしてなかなか進行しないその理由の一つに、多く事項について請求していることがあると考え、早期の解決を図るため、本件訴訟での請求内容を①避難慰謝料と②ふるさと喪失ないし変容慰謝料に絞ることとした。

具体的には、避難慰謝料は、1人月35万円で、①20km圏内の原告については、2015年8月まで、②20km圏外の原告については、東電が月10万円の慰謝料を支払った2012年8月以前に帰還した者は同月まで、それ以降も避難を続けているものは2015年8月までを請求することにした。また、①20km圏内の原告については、ふるさと喪失慰謝料として1人当たり2000万円を、②20km圏外の原告については、ふるさと変容慰謝料として1人当たり1000万円を請求することにした。

以上の額から、東電から支払われた月10万円の慰謝料を差し引いた額がくの合計は37億0698万1950円となった。

6 今後の予定

弁護団の訴訟活動の中心は、次のようなものになると思われる。

まず、避難慰謝料については、①避難の実態を明らかにすること、②慰謝料として月35万円が認められるべき根拠、及び③2012年8月以前に帰還したものについても2012年8月まで月35万円が認められるべき根拠を明らかにすることである。

次に、ふるさと喪失ないし変容慰謝料については、①ふるさと喪失ないし変容の実態を明らかにすること、及び②慰謝料として2000万円あるいは1000万円が認められるべき根拠を明らかにすることである。

以上のうちふるさと喪失ないし変容の実態を明らかにすることについては、当弁護団は、訴訟提起準備段階で議論を重ね、①祭りその他の地区のイベント、②老人会、婦人会、青年団等の地域の諸団体の活動、③水利組合や地域での掘割や水路の清掃活動、④隣組等での冠婚葬祭の手伝い、⑤家庭菜園で取れた野菜等のおすそ分け、⑥山菜やキノコ取り等の自然の恵の享受等について、大字ごとに、事故前及び事故後の状況のアンケート調査を行った。広田弁護士によると、これは他の先行訴訟ではみられない当弁護団独自の工夫とのことである。

このアンケート調査には、大字によって詳細度が異なることから、今後は、各大字の詳細度を同程度にするため、茨城班と栃木班で検討を行い、その結果を基に、2016年1月23日～24日に補充の調査をして、実態を把握することとしている。

裁判長が訴状を読んでいる最中ということで、第一回口頭弁論期日は決まっていない。いわき支部では、大型訴訟が多数係属していて、迅速な進行ができないことの言い訳とするつもりなのか、訴状内容に対し、重箱の隅をつつくような釈明がなされ、その対応に時間がかかるのが通例だそうなので、とりあえず今年一杯は様子を見ることにしている。それでも、期日が入らない場合には、上記調査期日に弁護団としての対応を議論することになるろう。

最後に、すべての原発被害者原告団及び弁護団が、連帯・協力して互いの訴訟を進行することによって、原状回復を含めた完全な被害回復が早期に実現することを祈念して、提訴報告を終えます。共に頑張りましょう。 以上